

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八号

埼玉県議会平成二十九年六月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,864,679,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		159,507,243	134,404	159,641,647
	2 国庫補助金	40,950,158	134,404	41,084,562
13 繰越金		500,000	45,407	545,407
	1 繰越金	500,000	45,407	545,407
15 県債		245,357,000	73,000	245,430,000
	1 県債	245,357,000	73,000	245,430,000
歳入合計		1,864,427,000	252,811	1,864,679,811

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		5,990,195	20,000	6,010,195
	1 労政費	2,085,737	20,000	2,105,737
6 農林水産業費		23,122,614	232,811	23,355,425
	1 農業費	8,011,412	83,745	8,095,157
	3 畜産業費	1,424,027	99,863	1,523,890
	4 林業費	4,260,725	49,203	4,309,928
歳出合計		1,864,427,000	252,811	1,864,679,811

第2表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
寄 居 林 業 事 務 所 施 設 整 備 事 業	24,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
秩父高原牧場 基盤整備事業	26,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	75,000		(補正前に同じ。)	